

真鶴町新校建設基本設計業務委託公募型プロポーザル質疑書に対する回答[4月16日更新]

※なお、回答した内容については「真鶴町新校建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」に反映されたものとみなします。

No.	該当箇所	質疑事項	回答
1	実施要領 p.6「2 参加資格」	J V（共同企業体）での参加は可能でしょうか。	当該基本設計仕様書、実施要領等に記載の条件を満たしていれば、J Vでの参加も可能です。
		(10)参加制限について	真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画の受託者は、公平・公正の観点から本設計提案に応募することができません。また、直接又は間接的に支援を受けることも原則禁じています。
		(3)競争入札参加資格の有することについて	指名参加登録を義務付けている規定ではなく、「真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱」の各規定に基づく、参加資格を満たすことを条件としています。
2	実施要領 p.5(9)「資料の閲覧」	1次審査通過後に資料を閲覧することは可能でしょうか。	可能とします。予め閲覧の予約を電話で行うこととします。
3	実施要領 p.5(9)、 (10)	現地見学会の日に、資料も閲覧することは可能でしょうか。	可能とします。現地見学会参加申込書（様式11）を提出の際予め閲覧の予約を電話で行い、その旨を付記してください。ただし、状況により閲覧ができないこともあります。
4	実施要項 p.5(9)	閲覧できる資料はコピーをとることは可能でしょうか。	コピーは可能です。（白黒1枚10円）ただし、A3までのコピーとなります。
5	様式4-2	記載できる受賞歴の期間に指定はありますでしょうか。	実施要領 p.10(ア)及び(イ)に記載の2010（平成22）年4月1日以降の受賞歴を記載してください。
6	実施要領 p.9(3)④	様式4-2に記載可能な受賞歴は、2010年4月1日以降に管理発注したものも含まれますでしょうか。	「管理発注したもの」の定義が不明ですが、2010年4月以降に参加者が設計し、竣工した建築物が対象となります。記載内容は、受賞歴が確認できる書類で確認します。
7	様式4-1～ 2、5-1～5	同一契約で敷地内に複数用途を分棟で設計している場合、実績として棟ごとに分けて記載して問題ないでしょうか。	基本的には、一契約につき一実績とします。用途等が異なる場合は、分けて記載していただいても問題はありませんが、同一契約であることを明記してください。内容によっては、一実績としてみなすこともあります。

8	実施要領 p.6「2 参加資格」	2 参加資格について本業務委託の締結までに、応募者が所属又は代表する法人が真鶴町契約規則第 4 条に規定する競争入札参加資格を有すること。と記載がありますが、真鶴町は現時点で随時の入札参加資格の受付を行っていないため実質、公告日において競争入札参加資格を有する企業のみに参加できませんが、当該プロポーザルを行うにあたり随時の入札参加資格の受付を受け入れる可能性はないでしょうか。	「No.1 の回答のとおり」
9	P 3 (4)選 定方法と流 れ	一次審査通過者は、最大 18 者（審査時間 50 分×18 者＝900 分）と想定されますが、一次審査通過時は、二次審査書類の提出、並びに、二次審査への参加ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	P 3 (4)選 定方法と流 れ	「設計者の選定は、①一次審査と②二次審査の 2 回の審査を経て行う」とありますが、評価は①と②の総合の点数により判断されますでしょうか。	評価の方法や一次審査の取扱いについては、選定委員会で決定しますので、現時点でお答えできません。
11	P 4 (5)選 定方法と流 れ	二次審査の選定は、一次審査の審査委員会と同じ委員で構成されますでしょうか。	一次審査と二次審査の委員は異なります。
12	P10(5)提 出書類の記 入上の留意 事項	「次の(ア)、(イ)に該当する同種又は実施設計業務を元請けで受託している実績（平成 21 年 4 月 1 日以降	ご指摘のとおり、「平成 22 年 4 月 1 日以降」に修正願います。

		に当該業務が完了したもの)を最低1件含み」とありますが、(ア)、(イ)に記載の「平成22年4月1日以降」が正と考えてよろしいでしょうか。	
13	P10(5)提出書類の記入上の留意事項(ウ)	JVの元請企業の場合は、受注形態は単独と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、JV元請けであることを追記してください。
14	P17 9 業務契約	今回基本設計業有以降の実施設計業務および監理業務について、想定がありましたらご教授ください。 (今回業務受注者と随意契約予定など)	実施設計、設計監理業務については、予算の議決前ですので、契約に関する内容については、お答えすることができません。
15	(様式1) 参加表明書 別添「真鶴町新校建設基本設計業務委託公募型プロポーザル様式一覧」別添2 誓約書	代表者名に実印とありますが、今回の参加は、入札参加資格登録の横浜支所になりますので、横浜支所長の印鑑でよろしいでしょうか。	別添1の添付書類中、「2 印鑑登録証明書の写し」(法人登記等で登録しているもの)と同じ印鑑を使用してください。
16	P6 2 参加資格	参加者は他の参加者の所属事務所及び協力事務所となることはできません。とありますが、この本文における参加者はあくまで管理技術者及び建築分野を指すのであって、他の分野における協力事務所の重複は認められるのでしょうか。	④「なおがき」は、参加申込をした法人等に属する技術者は、所属事務所及び協力事務所となることはできません。また、参加申込をしていない事業所等の技術者は、建築(総合)分野以外において、協力することは可能ですが、協力会社として重複することは認めていません。例として、A者とB者が参加申込者となった場合、C者はA者及びB者に重複して協力会社となることはできないという意味です。
17	様式5-1～5-5 管理技術者・担当	同種、類似の実績について、過去に所属していた事務所での担当実績を記入し	管理技術者又は担当主任技術者自身の実績であれば記入しても構いません。

	主任技術者の経歴等	てもよいか	
18	資料1 真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託仕様書(案)	実施設計について、随意契約のお考えはありますか？ もしくは実施設計の設計者選定の機会がある場合、今回の基本設計業務受託者が参加することは可能ですか？	「No.14 の回答のとおりです。」なお、随意契約ではなく、実施設計の設計者選定を行うこととなった場合、条件を満たしていれば参加可能です。
19	真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託プロポーザル実施要領	二次審査の配点について。 一次審査の配点は合算しないと捉えてよいでしょうか？	「No.10 の回答のとおりです。」
20	真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託プロポーザル実施要領	一次審査の配点(技術職員数や有資格者数)について、基準となる数字がある場合、公表を検討いただけないでしょうか？ それとも応募者全体での相対評価なのでしょうか？	「No.10 の回答のとおりです。」
21	実施要領 p.4 1(5)	二次審査の審査委員会のメンバーについては公表されますか。	事前公表はしません。
22	実施要領 p.9 (5)①	「代表者印を押印」とありますが、代表者から支店長に委任して参加希望の場合、委任状を添付し参加する形でよろしいでしょうか。委任状の指定がございましたらご指示ください。	別添1の添付書類中、「2 印鑑登録証明書の写し」(法人登記等で登録しているもの)と同じ印鑑を使用してください。委任状を使用する場合は、任意様式をお願いします。
23	実施要領 p9 (5) ①	上記委任を行った場合、別添2「誓約書」は印鑑証明のある代表印で提出し、それ以外の実印指定のない押印は委任先の代表者印で提出する形でよろしいでしょ	お見込みのとおりです。

		うか。	
24	実施要領 p10 (5) ④	「業務の完了が確認できる図面」とありますが、これは PUBDIS 登録の書類の提出に代えてよろしいでしょうか。(PUBDIS は用途別面積の記載あり)	ご指摘の書類の提出でも構いません。
25	実施要領 p10 (5) ④ (ア)	小中学生対象の特別支援学校は、同種実績として記載してよろしいでしょうか。	記載していただいて構いません。
26	実施要領 p10 (5) ④ (エ)	建築物に対する受賞歴において、建築物の用途は問わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、P10 (カ) に記載のとおり、審査会において受賞の内容等を総合的に判断します。
27	実施要領 p10 (5) ⑤ (ア)	各技術者の立場を証する書類は必要でしょうか。必要な場合、上記 PUBDIS 登録の書類等、もしくは該当資料がない場合は会社として実績を証する資料の提出でよろしいでしょうか。	虚偽記載のないことを前提に提出していただいていますので、各技術者の立場を証する書類の提出は想定していませんでした。ご指摘の書類を添付されても構いません。
28	実施要領 p135 (5) ③ (イ)	テーマ (3) について A4 片面横使いとありますが、様式 9-3 のデータ上は A3 サイズとなっております。A3 横使いで提案してよろしいでしょうか。	A 3 横使いでも構いません。
29	実施要領 p15 6	審査における評価項目について、二次審査において一次審査の評価は引き継がれますでしょうか。	「No.10 の回答のとおりです。」
30	実施要領 別添 1	印鑑登録証明書は提出日から 3 か月以内取得の写しという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、原則として 3 か月以内の取得の写しをお願いいたします。